

第15号様式（第37条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 9日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県富士吉田市中曾根3-10-8

氏 名 協栄エンジニアリング株式会社

代表取締役 武川 富子

電話番号 0555-24-3040

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	協栄エンジニアリング株式会社
事業場の所在地	山梨県富士吉田市中曾根3-10-8
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 6億円
③ 従業員数	23名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>産業廃棄物処理フロー</p> <ul style="list-style-type: none">・がれき類：作業所（現場） → 委託運搬業者 → 再生資源化施設 (自社運搬)・木くず：作業所（現場） → 委託運搬業者 → 再生資源化施設 (自社運搬)・汚泥：作業所（現場） → 委託運搬業者 → 再生資源化施設 (自社運搬)

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	
	排出量	743 t	127 t	1.0 t	
(これまでに実施した取組)					
関係法令遵守を徹底するとともに、排出する全ての産業廃棄物処理を適正な再生資源化施設等で行っている。また、資源の有効活用、環境負荷軽減のために可能な限り発生抑制等の取組を実施している。					
		【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥	
	排出量	500 t	300 t	2 t	
(今後実施する予定の取組)					
上記事項を引き続き行うとともに、適正な再生資源化施設を選定し再生資源利用率の向上を図る。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、金属くず、汚泥を分別し、他の廃棄物が混入しないように保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	排出量	t	t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	排出量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6 年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
	全処理委託量	743 t	127 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	743 t	127 t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
(これまでに実施した取組) 関係法令遵守を徹底し廃棄物マニュフェストの徹底管理を実施した。				

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	汚泥
②計画		全処理委託量	500 t	300 t	2 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	500 t	300 t	2 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>関係法令遵守を徹底するとともに、排出する全ての産業廃棄物処理を適正な再生資源化施設等で処理し、資源の有効活用および環境負荷軽減のために可能な限り発生抑制等の取組を実施する。</p>					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
 - 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
 - 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元
- 請
じ
ま
と。
- 完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応
じ
事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する
までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 中
間
間
と。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら
間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中
間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 量
行
收
あ
へ
と
の
入
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託
を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回
施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）で
ある処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者
の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の
おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物
種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記
すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき
は、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。